

副本

令和6年(行コ)第2号 旅券不発給処分無効確認等請求控訴事件

控訴人 近藤ユリ

被控訴人 国

答弁書

令和6年6月18日

福岡高等裁判所第3民事部本係 御中

被控訴人指定代理人

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局訟務部(送達場所)

(電話 092-721-4577)

(FAX 092-735-1589)

部 付 井 垣 成

法務事務官 犬 丸 祥

法務事務官 上 坂

平
篤

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局民事第一課

補 佐 官 金 田 充

法 規 係 長 奥 原 大

法 規 係 員 小 場 涼

秀
大
有

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省領事局政策課

領事局付検事兼外務事務官（課長補佐） 笹 村 美智

外務省領事局旅券課

外務事務官（首席事務官） 石 田 達 朗

外務事務官（課長補佐） 加 藤 俊 輔

外務事務官（課長補佐） 藤 川 雅 大

外務事務官（主 査） 増 汐 大 輔

外務事務官（主 査） 柴 崎 博 之

外務事務官（主 査） 岡 田 篤 昭

第1	控訴の趣旨に対する答弁	5
第2	はじめに	5
第3	憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているという控訴人の主張には理由がないこと	5
1	控訴人の主張	6
2	被控訴人の反論	6
第4	国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと	9
1	憲法10条による立法裁量について	9
(1)	控訴人の主張	9
(2)	被控訴人の反論	10
2	国籍法11条1項の立法目的の合理性について	11
(1)	控訴人の主張	11
(2)	被控訴人の反論	12
(3)	求釈明に対する回答	16
ア	控訴人の求釈明事項	16
イ	回答	17
(ア)	前記ア(ア)ないし(カ)について	17
(イ)	前記ア(カ)について	17
3	立法目的達成手段の合理性について	18
(1)	控訴人の主張	18
(2)	被控訴人の反論	18
第5	国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張には理由がないこと	24
1	控訴人の主張する「差別的取扱い」が憲法14条1項に違反する旨の控訴人らの主張には理由がないこと	24

(1) 控訴人の主張	24
(2) 被控訴人の反論	25
2 国籍法11条1項の対象者には事前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会があったとの見解に対する控訴人の反論には理由がないこと	27
(1) 控訴人の主張	27
(2) 被控訴人の反論	27
第6 国籍法11条1項が憲法98条2項及び憲法31条に違反するという控訴人の主張に理由がないこと	29
1 控訴人の主張	29
2 被控訴人の反論	30
第7 国家賠償請求に理由がないこと	31
1 控訴人の主張	31
2 被控訴人の反論	31
(1) 前記1の①について	31
(2) 前記1の②について	32
(3) 前記1の③について	32
(4) 小括	33
第8 結論	33

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は原審口頭弁論において主張したとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であって、本件控訴は理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

控訴人らは、令和6(2024)年2月15日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において、原判決をるる批判するが、そのほとんどが原審における主張の繰り返しか、あるいは、独自の見解をもって原判決を論難するものであって、これらの主張が失当であることは被控訴人の原審における主張及び原判決の判示から明らかであるが、念のため、被控訴人は、本書面において、控訴理由書における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決の例により、原判決に定義がないものは、被控訴人の原審における準備書面等の例による。また、原審における被控訴人の準備書面については、「被告第1準備書面」などと表記する。

第3 憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているという控訴人の主張には理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は、国民が自己の幸福追求のために日本国籍を離脱することが憲法により保障されるのであれば、国民が自己の幸福追求のために日本国籍を引き続き保持することも同様に憲法により保障され则认为するのが当然の帰結であり、憲法21条その他の精神的自由保障規定などが、「することの自由」の保障のみならず、「することを強制されない自由」も保障するものと一般的に解釈されていることから考えて、憲法22条2項の文言に拘泥し「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」は保障されないと解することには根拠がないなどとして、同項の規定は、「日本国籍を離脱する自由」を保障するだけでなく、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」をも保障するものである旨主張する（控訴理由書第9・69ないし82ページ）。

2 被控訴人の反論

(1) しかしながら、控訴人が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益にほかならず、その主張が、国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量を見做すものであることは、被告第1準備書面第4の2(2)ア（53及び54ページ）、同第5の3（73ないし76ページ）で述べたとおりである。

ア 国籍は、国家の基本的構成要素である国民、すなわち、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を持つ者の範囲を画するものであって、1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れない（東京地裁平成24年3月23日判決・判例タイムズ1404号106ページ。同判決は東京高裁平成25年1月22日判決（判例秘書登載）により維持され、上告を棄却した平成27年最高裁判決によって確定している。）のであって、二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位を与

えられる等の利益を受ける関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とは余りにもかけ離れたものである。国籍は、表現の自由などのような前国家的な権利利益とは性質を異にするものであるにもかかわらず、控訴人の前記主張は、国籍の得喪の問題を、個人の側からみた権利義務の問題としか捉えておらず、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるかという観点を欠いており、国籍の本質に反するものというべきである。

イ また、憲法22条2項は、「何人も（中略）国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定して、国籍離脱の自由を保障しているものの、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されるか否かについては何ら定めを置いていないほか、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定するにとどめ、これを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定しているところ、憲法10条の規定は、「国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される」（平成27年最高裁判決、最平成20年最高裁判決参照）ことからすると、憲法22条2項の定める「国籍離脱の自由」は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が保障されていると解することはできない。

- (2) この点、平成27年最高裁判決は、上告人らが憲法13条により「その意に反し、あるいは合理的な理由なく日本国籍を剥奪されない権利ないし利

益」、すなわち「国籍保持権」なる権利が保障されると主張した事案であるところ、上記判例の調査官解説では、「国籍保持権なる権利の具体的内容は判然としないところ、憲法上は、10条で国民たる要件は法律で定めるとして特段の要件を規定せず、また、22条2項で国籍離脱の自由を定めるにとどまっており、日本国籍を取得・保持する権利が保障されているか否かについて条文上これを明らかにしていない。(中略) 憲法13条の射程が国籍という国家の裁量の下に付与する地位につき及び得ると解すべき法的根拠に乏しい」(寺岡洋和=最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(上)138ページ(注23))とされているところである。

また、東京高裁令和4年11月判決(上告等なく、確定。乙第37号証)は、「憲法は、22条2項において、「何人も(中略)国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定して、国籍離脱の自由を定めているものの、国籍の取得及び保持に関する権利が保障されるか否かについては何らの定めも置いていない。そして、上記のとおり、日本国籍の得喪に関する要件の定立が立法府の裁量判断に委ねられていることからすれば、同項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのではない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないといえることができるから、控訴人の主張する「国籍を離脱しない自由」が「国籍を離脱する自由」と概念上表裏の関係に立つとしても、同項の規定により、日本国籍を保持することができる権利が保障されていると解することはできない。また、上記のとおり、憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難いというべきである。」と判示している(乙第36号証60及び61ページ、乙第37号証11ページ)。

さらに、東京訴訟控訴審判決(最高裁令和5年9月28日第一小法廷決定

により上告棄却及び上告不受理とされ、確定。乙第43号証)も、「憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにとどまるものと解するのが相当であり、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が積極的に保障されていると解することは困難であるといわざるを得ない。そして、上記の判断は、日本国籍からの離脱を個人の選択に委ねる同項の趣旨等や、一定の行為を制限することの禁止を内容とする憲法の規定(表現の自由を保障する憲法21条1項等)には当該行為の強制の禁止も保障していると解釈されているものがあること等の控訴人らの主張に係る観点をしんしゃくしても左右されるものではない」、「憲法10条が日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難い」と判示している(同号証34及び35ページ)。

- (3) したがって、憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているとする控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、「自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民がこれにより日本国籍を失わないことが、憲法13条、22条2項又は憲法の基本原理によって具体的な権利として直接保障されているものと解することはできない。」と正当に判示している(原判決4ページ)。

第4 国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと

1 憲法10条による立法裁量について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、憲法10条の文言が国籍立法について立法府に特に広範な立法裁量を認めたものとは解し難く、また、立法裁量は「国民主権」や「基本的人権の尊重」などの憲法の基本原理や、憲法22条2項などによる制限にも服するなどとするほか、日本国籍の喪失によって制限される権利利益の内容等に照らせば、国籍の喪失に係る要件の定立に関する立法裁量の範囲は、国籍の取得に係る要件の定立に関する立法裁量の範囲よりも当然に制限的であるべきであるとした上で、立法裁量の範囲を左右する要素として、本人の意思に反して日本国籍を喪失することによる不利益と、複数国籍を防止することによる利益とを慎重に比較考慮すべきである旨主張する（控訴理由書第10の2及び3・83ないし89ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 被告第1準備書面第5の2(2)イ(7)（71及び72ページ）及び同3(3)イ(7)（76及び77ページ）で述べたとおり、憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」として、国籍の得喪に関する要件の定めを法律に委ねた趣旨は、国籍の得喪はそれぞれの国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の合理的な裁量判断に委ねたものと解され、国会には、国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在する。

そして、国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量を下敷きにして定められた国籍制度を前提とした利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は限定的というほかない。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるので、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」

すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。

したがって、国籍の喪失の要件に限って立法裁量を制限的に解さなければならぬ理由はなく、憲法適合性の判断基準としては、立法目的とその立法目的の達成手段について合理性が認められれば足りるというべきである。

なお、控訴人の主張は、重国籍を保持する利益を保有することを内実とする「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されるという見解に基づく主張であり、その主張に理由がないことは前記第3の2で述べたとおりである。

イ この点、東京訴訟控訴審判決も、「仮に、日本国籍を意思に反して奪われないという利益又は法的地位が基本的人権の保障等の観点から憲法13条や22条2項の規定等の精神に照らして尊重されるべきものであることにより、憲法10条に基づき国籍の得喪に関する要件について立法府に与えられた裁量に一定の制約が及び得るとしても、同条が国籍の得喪に関する要件の定めを立法府の裁量判断に委ねていることからすれば、国籍の喪失を定める立法については、当該立法に係る立法目的及びその目的を達成する手段が合理的である場合には、立法府の裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものということとはできない」と判示している（乙第43号証36ページ）。

ウ したがって、憲法10条による立法裁量に関する控訴人の主張には理由がない。

2 国籍法11条1項の立法目的の合理性について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、国籍法11条1項の立法目的について、①国籍変更の自由の保障及び②複数国籍の発生防止にあるとしつつ、(i)上記①と上記②は無関係であり、(ii)上記①については、帰化に伴い原国籍の離脱を要求する国の国

籍を取得しようとする者に国籍法11条1項を適用する場面にものみ正当化されるものであり、上記②については、(iii)そもそも重国籍の弊害が抽象論にすぎないほか、(iv)現行国籍法が複数国籍の発生を広く認める基本政策を採用し、複数国籍に対する対策としては、事後的な解消の方策を採用することとなり、その統一的な制度として国籍選択制度（国籍法14条）を採用したのであることなどから、国籍法11条1項は現行法において異質な存在である旨主張する（控訴理由書第3、第7、第8及び第14の2・22ないし32ページ、55ないし68ページ、133ないし138ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 被告第1準備書面第4の3(1)ア（59ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的は、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）を防止することにある（乙第8号証363ページ）。

(ア) そして、上記①については、憲法22条2項で保障された国籍離脱の自由の一場面として認めているものであり、その立法目的は合理的である（被告第1準備書面第4の3(2)ア・61及び62ページ）。

(イ) また、上記②については、被告第1準備書面第4の2(2)ア（53及び54ページ）で述べたとおり、国籍の積極的・消極的抵触は、個人の利益保護の見地及び国際協調主義の見地のいずれからみても避けるべき事態であることから、人はいずれかの国籍を有し、かつ、一個のみの国籍を有すべきであるという国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方であり、重国籍であることが常態化することは、国家と国家との間、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に重大な矛盾衝突を生じさせるおそれがあるのであって、できる限り重国籍を防止するという理念は、合理的

なものである。

この点、平成27年最高裁判決は、国籍法12条について、「国籍法は、(中略)実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として、12条において、日本国籍の生来的な取得の要件等につき、日本で出生して日本国籍との重国籍となるべき子との間に(中略)区別を設けることとしたものと解され、このような同条の立法目的には合理的な根拠があるものといえることができる。」と判示し、同判決の調査官解説においても、国籍法12条における重国籍の発生防止・解消という立法目的の合理性について、「内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生を回避するという立法目的(中略)は、諸外国の国籍立法の動向を踏まえても、現在もなお、合理的なものであると考えられる。」(最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(上)120及び121ページ)と解説されているところ、このことわりは、重国籍の発生防止を立法目的の一つとする国籍法11条1項においても等しく妥当するものである。

- (り) さらに、国籍法11条1項の立法目的の合理性については、東京高裁令和4年11月判決も、原審である東京地裁令和3年2月判決が、同項の趣旨は「自己の志望によって外国の国籍を取得したときには従前の日本国籍を当然に喪失することとして、重国籍の発生を防止するとともに、憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障するに至ったことを受けて、国籍離脱の一場面として国籍変更の自由を保障したものと解される。このように、国籍法11条1項の立法目的は、①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連したものである」といえ、「その立法目的は合理的であるといえることができる。」と判示した部分(乙第36号証63及び6

5ページ)を維持しており、東京訴訟控訴審判決も同旨の判示をしている(乙第43号証37ページ)。

イ これに対し、控訴人は、前記(1)のとおり主張するが、以下のとおり、いずれも理由がない。

(7) 前記(1)の(i)及び(ii)については、被告第1準備書面第5の3(3)ウ(7)d(81及び82ページ)で述べたとおり、外国法が重国籍防止の規定を設けるかどうかは当該外国の立法政策に委ねられている以上、自己の志望により外国国籍を取得する者について日本国籍を喪失させて重国籍防止を図ることには合理性があり、国籍法11条1項の立法目的は、外国国籍への変更を認めるとともに、それに伴う重国籍発生を防止するという相互が密接に関連したものであるといえるのであり、同項が原告が主張する場面でのみ正当化されると理解されるものではない。

(4) 前記(1)の(iii)については、被告第1準備書面第5の3(3)ウ(7)(84ないし95ページ)で述べたとおりである。

重国籍の弊害は、重国籍という事実状態に内在する問題であり、重国籍の発生がこれらの弊害の要因と考えられる以上、その防止を図ることを立法目的とすることが合理的であることは当然であって、重国籍の弊害の具体的な事象の存在が現に認められない限りは立法目的の合理性が否定されるかのような控訴人の主張は失当である。

なお、我が国を取り巻く現在の国際情勢の下では、我が国が重国籍の弊害に対処する条約等の整備を進めることは困難といわざるを得ず、欧州諸国間のように重国籍の弊害に対処する条約等の整備が十分である国であれば格別、そうでない我が国において、重国籍の弊害の全てを既存の法律や個別事案ごとの国家間の調整によって解決することは見込まれない。

この点については、東京高裁令和4年11月判決も、原審である東京

地裁令和3年2月判決が、重国籍による弊害のおそれが抽象的・観念的なものにとどまるとする原告の主張に対し、「重国籍によって生じ得る種々の弊害について、他に弊害を回避する方法があり得るとしても、あるいは、必ずしも重国籍のみが原因でその弊害が生じるものではないとしても、弊害の原因となる重国籍それ自体について、可能な限りその発生を防止しようとする立法目的自体が直ちに不合理になるとはいえない。また、重国籍による弊害の中には、納税義務の抵触のように国家間の条約等によって解決することが可能な事項があるとしても、全ての国との間においてそのような弊害の防止等を目的とする条約等を締結することは現実的であるとはいえず、現に我が国がそのような条約等を締結している状況にあるわけでもない。さらに、例えば外交保護権の衝突について、重国籍によって生じる国家間の紛争を解決する国際慣習法上のルールが存在するとしても、その解釈や適用等を巡る紛争を未然に防ぐ必要性があることを否定することはできない。」と判示した部分（乙第36号証68及び69ページ）を維持しており、東京訴訟控訴審判決も同旨の判示をしている（乙第43号証39ページ）。

- (ウ) 前記(1)の(iv)については、現行国籍法が重国籍の発生を広く認めているとの控訴人の主張が誤りであることは、被告第1準備書面第5の3(3)ウ(エ)（95ないし99ページ）及び被告第2準備書面第2の2（3及び4ページ）で述べたとおりである。

重国籍の防止という要請は、一般論として、各国の国籍法下において守るべき他の要請との比較においては後退することもあり得るし、また、国籍の得喪の決定が各国の国内管轄事項であることから生ずる制約上、国内法制で重国籍解消を完全に実現することには限界があるために、自国民に対し、外国国籍の離脱を訓示的規定をもって促し、外国国籍の離脱義務の履行を自国民の良心に委ねている部分も存するが、我が国の姿

勢として、重国籍を広く容認しているとは到底いえず、重国籍の発生をできる限り防止し、かつ、発生した重国籍はできる限り解消すべきであることは国籍法の重要な理念である。

また、控訴人は、国籍選択制度（国籍法14条）による重国籍の解消と同法11条1項による重国籍の防止との整合性の観点から、同項が異質である旨主張するようであるが、後記3(2)イ(イ)及び後記第5の1(2)で述べるとおり、外国国籍を志望取得した場面と、それ以外の原因による外国国籍の取得の場面とでは、重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは当然であって、制度目的や趣旨の異なる制度を比較することに意味は乏しく、同項が異質である旨の控訴人の主張は失当である。

ウ したがって、立法目的の合理性に関する控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、国籍法11条1項の趣旨につき、「自己の志望によって外国籍を取得したときには従前の日本国籍を当然に喪失することとして、憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障するに至ったことを受けて、①国籍離脱の一場面として国籍変更の自由を保障するとともに、②重国籍の発生を防止するものである」（原判決5ページ）とした上で、いずれの立法目的も合理的であると正当に判示している（原判決6ないし8ページ）。

(3) 求釈明に対する回答

ア 控訴人の求釈明事項

(ア) 外交保護権の衝突に関し、控訴人が指摘する「外交保護権を行使しない」という方法では解消し得ない問題があるか、あるとしてそれは具体的にどのような問題か。

(イ) 納税義務の衝突に関し、我が国が日本国籍を保有することを課税根拠として税金を賦課する制度を採用していない現在の税制の下で、日本国

籍と外国国籍を併有することを原因として、具体的にどのような場面でいかなる種類の納税義務について衝突が生じるのか。

(ウ) 重婚のおそれに関し、控訴人が主張するように本人が外国で成立した婚姻を遅滞なく我が国の本籍地に報告したとしても重婚の発生を回避し得ない場面として、具体的にどのような場面があるのか。

(エ) 適正な出入国管理の阻害に関し、日本国籍と外国国籍の複数国籍を有することに起因してかかる問題が生じた具体的事例が存在するか、存在するならばその具体的内容及び問題点は何であったか。

(オ) 兵役義務の衝突に関し、過去にどのような問題が生じたか、また将来具体的にどのような問題が生じるおそれがあるか。内閣法制局は徴兵制度を禁止する従前の憲法解釈を変更する検討や準備を行っているのか。

(カ) 法的保護に値しない利益の享受に関し、外国国籍を併有する日本国民について、その日本国民たる地位に基づく権利が保護に値しないとしてこれを制限する法制度が存在するか、存在するとしてそれは具体的にどのような制度か。

イ 回答

(ア) 前記ア(ア)ないし(オ)について

前記(2)イ(イ)のとおり、被控訴人が主張する重国籍の弊害については、重国籍という事実状態に内在する問題であって、重国籍の発生がこれらの弊害発生の一因と考えられる以上、重国籍発生防止という国籍法11条1項の立法目的の合理性が認められることは明らかであり、この点について具体的に問題となった事件の有無等を明らかにすることは、本件の争点を判断する上で必要のないものであるから、回答の要を認めない。

(イ) 前記ア(カ)について

控訴人は、被控訴人が「外国国籍を併有する日本国民について、その

日本国民たる地位に基づく権利が保護に値しない」と主張しているとの理解を前提としていると思われるが、被控訴人は、「外国国籍に加えて、日本国籍を保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解し難い」（被告第1準備書面第5の3(3)ウ(ウ) f・93ページ）、すなわち「重国籍を保持することによって複数国から利益を享受すること」が我が国の憲法によって保障されているものとは解し難いと主張するものである。

したがって、上記求釈明は、その前提たる被控訴人の主張を正解しておらず、前提を誤っているから、回答の要を認めない。

3 立法目的達成手段の合理性について

(1) 控訴人の主張

立法目的達成手段の合理性は、単に「目的達成に有用か否か」のみではなく、その手段によって現実に制約される権利利益との均衡が検討される必要があるところ、①国籍変更の自由の保障という立法目的に関しては、自国の国籍の取得に当たり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望する者に対して適用する場面のみ正当化されることを前提として、それ以外の場面でも外国国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる仕組みになっており、立法目的に対してその手段が過剰であり、②複数国籍の防止という立法目的に関しては、外国国籍の志望取得以外の形態で複数国籍となる者は全て一旦複数国籍となった上で本人の意思により国籍を選択することができるのに対し、外国国籍の志望取得者だけは国籍選択の機会が与えられず、立法目的の達成に対してその手段が過剰である旨主張する（控訴理由書第10の4ないし6・89ないし96ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 国籍法11条1項の立法目的達成の手段が合理性を有することについては、被告第1準備書面第5の3(3)エ（99ないし106ページ）で述べ

たとおりである。

日本国籍を有する者が自己の志望により外国国籍を取得した場合、日本国籍を喪失させることとしなければ、必ずその者は重国籍者となることになる。そうすると、国籍変更の自由を認めながら、自己の志望により外国国籍を取得することによって重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じ、あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的である。

したがって、自らの志望により外国国籍を取得した者について日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに重国籍の発生を防止するという同条の立法目的達成の手段として合理的であることは明らかである。

イ これに対し、控訴人は、前記(1)のとおり主張するが、以下のとおり、いずれも理由がない。

(7) 前記(1)の①の控訴人の主張について

国籍法11条1項が控訴人が主張する場面（自国の国籍の取得に当たり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望する者に対して適用する場面）でのみ正当化されると理解されるものではないことは、前記2(2)イ(7)で述べたとおりであり、控訴人の主張は前提を誤っている。

また、前記第3の2で述べたとおり、憲法10条は、国籍の得喪に関する要件の定立を立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解され、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されていると解することはできないことや、自己の志望によって外国国籍を取得した者については、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会が与えられているのであり、一旦

重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を採用する必要性は乏しいことからすれば、国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理とはいえないことは明らかである。

この点、東京訴訟控訴審判決は、国籍変更の自由の保障という立法目的達成の手段について、「(i)本人が日本国籍を離脱し外国国籍を取得することを希望していて、(ii)当該外国の国籍法制が当該国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件としており、(iii)国籍取得と同時に原国籍の離脱ができない場合に原国籍を離脱しないで国籍取得を認める救済規定がないという三つの条件を全て満たす場合に限り、国籍変更の自由に資するものであるところ、国籍法11条1項はこれらの条件のいずれかが欠ける場合にも日本国籍を剥奪するとしており、(中略)国籍変更の自由の保障という立法目的を達成するために外国国籍を志望取得した日本国民から一律に日本国籍を剥奪するという手段を採用することに合理性はない」とする東京訴訟の控訴人らの主張について、「憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解され、国籍を離脱しない自由ないし日本国籍を保持する権利が憲法上保障されているとは解し難いことや、(中略)何ら自己の意思によらずに重国籍を取得する場合とは異なり、外国籍の志望取得の場合には、外国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、一旦重国籍の発生を認めた上で自己の意思によって事後的に重国籍を解消させる制度を採る必要性は乏しいこと等に照ら

せば、国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、外国籍を志望取得した場合に、外国籍と日本国籍の重国籍となることを認めず、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理であるということとはできず、控訴人らの主張に係る三つの条件を全て満たすものでなければ上記の立法目的を達成するための手段としての合理性が認められないといえるものではない。」と判示している（乙第43号証41ないし43ページ）。

(イ) 前記(1)の②の控訴人の主張について

- a 控訴人は、国籍法11条1項による自己の志望による外国国籍の取得の場面において国籍選択の機会がないことを問題視するようである。
- b 被告第1準備書面第4の3(1)(59ないし61ページ)で述べたとおり、国籍法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定しているところ、「自己の志望によつて」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものであって、かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。国籍法11条1項の規定による日本国籍喪失に当たり、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされておらず、法律の不知によって帰化の申請の動機に錯誤があったとしても、同項に規定する「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」に該当することが妨げられるものではない（乙第8号証364及び365ページ）。そもそも、国籍法11条1項は、外

国国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず、かかる制度設計は、重国籍の発生の防止の観点からも合理性を有するものである。

そして、国籍法11条1項により自己の志望によって外国国籍を取得した者については、法律上、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会が与えられているのであるから、外国国籍取得後にあえて国籍選択の機会を与える必要性は乏しく、重国籍から生じる弊害をできる限り防止し、解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという同項の立法目的及び立法目的達成のための手段は合理的である。

なお、控訴人は、国籍法11条1項による外国国籍の取得の場面と、同項以外による外国国籍の取得の場面とを比較して主張するが、国籍選択制度が適用される外国国籍の当然取得や生来的取得は、外国国籍の取得について本人の意思が介在することのない場面である一方、国籍法11条1項は外国国籍を自己の志望によって取得した場面で適用されるものであり、重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは当然であって、制度目的や趣旨の異なる制度を比較する控訴人の主張は失当である。

- c. この点、東京高裁令和4年11月判決は、国籍法11条1項は、本人が日本の国籍を喪失することを認識していることを要件としていないから、本人に事前に国籍を選択する現実的な機会を保障したことにならない旨の同事件の控訴人の主張について、「国籍法11条1項の適用に当たり、本人が外国の国籍を取得した場合には日本の国籍を喪失することになると認識していることを要件としていないとしても、不合理であるとはいえない。」と判示し（乙第37号証11及び12ページ）、身分行為により外国国籍を取得した場合には事後的に国籍

選択の機会が与えられているのに、外国国籍の志望取得の場合にこれを与えないのは均衡を失する旨の控訴人の主張について、「身分行為により外国の国籍を取得する者は、当該外国の国籍を取得することなく当該身分行為を行うことはできないから、外国の国籍の取得にその者の意思が介在しているとみることはできず、国籍選択の機会があったということとはできないので、このような者を外国の国籍を志望取得する者と同様に取り扱うことはできないというべきである。」「外国の国籍を志望取得した場合と身分行為により外国の国籍を当然取得した場合とでは、上記のとおり、国籍選択の機会があったか否かという違いがあるのであるから、日本の国籍を喪失させるか否かという点で同様の取扱いをしないことが不合理であるとはいえないし、外国の国籍の志望取得の場合に、本人が日本の国籍を喪失することになると認識していることを要件としていないことが不合理であるといえないことは、前記のとおりである。」と判示している（同号証12及び13ページ）。

また、東京訴訟控訴審判決は、国籍法11条1項は制度的に適用対象者に対していずれかの国籍を選択する機会を保障しておらず、自主的に日本国籍を離脱する意思を有していた者を除いては、現実的な選択の機会が与えられていたとはいえず、立法目的達成の手段として合理性があるとはいえない旨の東京訴訟の控訴人らの主張について、

「国籍法11条1項は、外国籍の取得に係る意思のほかに日本国籍の喪失の意思が存することを要件としていないが、重国籍を容認しない我が国の法制の下で、国籍変更の自由の保障という観点から自己の志望によって外国籍を志望取得した者については、自らの意思による外国籍の取得の帰結として日本国籍の喪失という法的効果を生じさせることには合理的な理由があるものというべきであり、外国籍を志望取

得したことにより日本国籍を喪失させるに当たり、国籍法11条1項が日本国籍喪失の意思や認識を要件としていないことをもって直ちに重国籍の発生を可能な限り防止しつつ国籍変更の自由を保障するという同項の立法目的を実現する手段としての合理性が否定されるものではない。」と判示している（乙第43号証41ないし43ページ）。

ウ したがって、立法目的達成手段の合理性に関する控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、「日本国籍を有する者が自己の志望により外国国籍を取得した場合、その日本国籍を喪失させなければその者が必ず重国籍者となるため、重国籍の発生を可能な限り防止するという観点からは、外国国籍の取得と同時にその日本国籍を喪失させることが簡明である。そして、国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得することによってその日本国籍を喪失するとの効果が生ずることを明示的に規定することにより、その者にあらかじめ日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えている。したがって、外国国籍を自己の志望により取得するか否かの選択をもって日本国籍を喪失するか否かも選択したものとみることは、妥当でないとはいえず、その者の意思をできるだけ尊重したものであるといえる。」などとして、立法目的を達成する手段の合理性を認める正当な判示をしている（原判決8及び9ページ）。

第5 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張には理由がないこと

1 控訴人の主張する「差別的取扱い」が憲法14条1項に違反する旨の控訴人らの主張には理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、①当然取得によって外国国籍を取得した日本国民、②生来的に外国国籍を取得した日本国民、及び③日本国籍を志望取得した外国人には、それによって重国籍となることを国籍法が認め、その後に日本国籍と外国国籍の選択の機会が与えられ、その選択によっては選択後も重国籍の状態が継続し、日本国籍を保持し続けることをも国籍法が認めているにもかかわらず、自己の志望により外国国籍を取得した日本国民のみが、国籍法11条1項に基づき、外国国籍の取得と同時に本人の意思を無視してでも日本国籍を喪失するという差別的取扱いを受けており、これに合理的な理由があるとは認め難いから、国籍法11条1項は憲法14条に反する旨主張する（控訴理由書第11の5・108ないし122ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 被告第1準備書面第6の2(2)（113及び114ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の場合と前記(1)①ないし③の制度と国籍法11条1項の場合、すなわち、日本国民が自己の志望によって（志望取得）出生後に事後的に外国国籍を取得する場合（伝来的取得）とは、そもそも制度目的や趣旨が異なるものであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、上記①ないし③の制度との対比において、同項が合理性を欠くということにはならない。

イ また、上記①ないし③の各制度と国籍法11条1項の区別に合理性があることについては、被告第1準備書面第6の2(3)（114ないし117ページ）で述べたとおりであり、東京高裁令和4年11月判決及び東京訴訟控訴審判決も、上記①ないし③の各制度と国籍法11条1項の区別に合理性があると判断している（乙第36号証70ないし75ページ、乙第37号証14ないし16ページ、乙第43号証45ないし50ページ）。

なお、控訴人は、上記③について、「複数国籍となることを防止するために、日本国籍の取得に際して原国籍を離脱若しくは喪失することを条件

とするような制度設計とする」ことが可能であるのにこれをしていないなどと主張している（控訴理由書第11の5(4)・112ないし114ページ）。この点については、被告第1準備書面第6の2(3)ウ（115ないし117ページ）で述べたとおりであるが、念のためふえんして述べると、外国国籍を有する者のうち、国籍法3条により日本国籍を取得する者、国籍法17条1項により日本国籍を取得する者及び国籍法5条2項により日本国籍を取得する者については、我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡や国籍の得喪の決定が各国の国内管轄事項であることから生ずる制約上、国内法制で重国籍解消を完全に実現することには限界があることを考慮した結果として、日本国籍を取得すると同時に日本国籍を喪失するのではなく、国籍選択により重国籍を解消しているのであり、国籍法11条1項の場合と取扱いに差異を設けることには合理性がある。

ウ さらに、控訴人は、国籍選択制度について、「その選択の方法によっては複数国籍が解消されずに存続することが予定され、国籍法はそのような事態を想定し容認している」などと主張する（控訴理由書第11の5(2)・110ページ）。しかし、国籍選択を適切に行わず、重国籍を解消させない者がいることをもって、国籍法が重国籍を保持することを容認しているとするのは誤りである。結局、控訴人の立論は、我が国の国籍法の理念に反して事実上の便益を受けている者が存在することを捉えて、そうした者と控訴人との不均衡を論ずるものであって、このような立論の前提自体が失当である。

エ したがって、国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、「国籍法が定める重国籍の解消方法に関する区別（①外国国籍の当然取得、②生来的取得及び③日本国籍の志望取得の

場合と外国国籍の志望取得（国籍法11条1項）の場合）については、そのような区別をすることの立法目的に合理性があり、かつ、その区別の具体的な内容が上記の立法目的との関連において不合理なものではなく、（中略）当該区別は、差別的な取扱いに当たるとはいえず、憲法14条1項に違反するとはいえない。」と正当に判示している（原判決17ないし21ページ）。

2 国籍法11条1項の対象者には事前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会があったとの見解に対する控訴人の反論には理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、東京訴訟控訴審判決が「自己の志望によって外国籍を取得した者については、（中略）外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられているものであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏し」と判示したことに対して、外国国籍を取得するか否かの選択と、日本国籍を離脱するか否かの選択は全く別個であり、国籍法11条1項の内容を知らなければ、外国国籍を取得するか否かを選択する機会があったからといって、日本国籍を離脱するか否かの選択の必要性を認識し得ず、かかる選択の機会があったとはいえないから、上記の判示は失当である旨主張する（控訴理由書第11の5(5)・114ないし121ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 前記第4の3(2)イ(イ)bで述べたとおり、国籍法11条1項が、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定するのは、「自己の志望によつて」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものであり、同項により日本国籍を喪失

する者については、(現実に日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識を有していたか否かにかかわらず、) 法律上、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられている。

イ 控訴人が指摘する東京訴訟控訴審判決は、前記第4の3(2)イ(i)cで述べたとおり、「国籍法11条1項は、外国籍の取得に係る意思のほかに日本国籍の喪失の意思が存することを要件としていないが、重国籍を容認しない我が国の法制の下で、国籍変更の自由の保障という観点から自己の志望によって外国籍を志望取得した者については、自らの意思による外国籍の取得の帰結として日本国籍の喪失という法的効果を生じさせることには合理的な理由があるものというべきであり、外国籍を志望取得したことにより日本国籍を喪失させるに当たり、国籍法11条1項が日本国籍喪失の意思や認識を要件としていないことをもって直ちに重国籍の発生を可能な限り防止しつつ国籍変更の自由を保障するという同項の立法目的を実現する手段としての合理性が否定されるものではない。」との判示(乙第43号証41ないし43ページ)を前提に、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、(中略)外国籍を取得するか否かについて選択する機会が与えられている」と判示している(同号証46ページ)のであって、現実に日本国籍を離脱するか否かを選択する機会があったと判断するものではなく、上記の被控訴人の主張と同趣旨を述べるものと解される。

この点、東京高裁令和4年11月判決も、前記第4の3(2)イ(i)cで述べたとおり、「国籍法11条1項の適用に当たり、本人が外国の国籍を取得した場合には日本の国籍を喪失することになると認識していることを要件としていないとしても、不合理であるとはいえない。」との判示(乙第37号証11及び12ページ)を前提に、「外国の国籍を志望取得した場合と身分行為により外国の国籍を当然取得した場合とでは、上記のとおり、

国籍選択の機会があったか否かという違いがあるのであるから、日本の国籍を喪失させるか否かという点で同様の取扱いをしないことが不合理であるとはいえない」と判示しており（同号証12及び13ページ）、東京訴訟控訴審判決の前記判示と同趣旨を述べるものと解される。

したがって、控訴人の主張は、東京訴訟控訴審判決の判示を正解しないものである。そもそも、控訴人の主張は、「国籍法11条1項の存在を知っていれば」とか、「国籍法11条1項の存在及びその法律効果を知らなければ」といった記載（控訴理由書第11の5(5)オ・117ページ）からして、単に「法の不知」を主張するものにすぎず、これによって国籍選択の機会がなかったとはいえない。

ウ したがって、控訴人による東京訴訟控訴審判決の反論には理由がない。

この点につき、原判決も、「国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得することによってその日本国籍を喪失するとの効果が生ずることを明示的に規定することにより、その者にあらかじめ日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えている。したがって、外国国籍を自己の志望により取得するか否かの選択をもって日本国籍を喪失するか否かも選択したものとみることは、妥当でないとはいえない」と判示しているところ（原判決8及び9ページ）、これも東京訴訟控訴審判決の前記イの判示と同趣旨を述べるものと解される。

第6 国籍法11条1項が憲法98条2項及び憲法31条に違反するという控訴人の主張に理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は、「専断的な（恣意的な）国籍剥奪の禁止」は国際慣習法となっており、国家による国籍剥奪は、国連難民高等弁務官事務所の「無国籍に関する

第5ガイドライン」が示した要件（①国籍の取上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うこと）の全てを満たす必要があるとした上で、国籍法11条1項は上記②及び上記③を満たさないから、国際慣習法に違反するとともに、上記③は憲法31条による当然の要請でもあるから、同条にも違反すると主張する（控訴理由書第12・123ないし126ページ）。

また、控訴人は、上記③について、国籍法14条1項所定の期間経過後も国籍の選択をしない者に対して、法務大臣は国籍を選択すべきことを催告することができることとされた（国籍法15条1項、2項）一方、国籍法11条1項については、外国国籍を志望取得すると同時に日本国籍が自動的に剥奪されてしまい、剥奪の正当化に関する「公正な聴聞」の機会が保障されておらず、「専断的な（恣意的な）国籍剥奪」を禁止するために国連難民高等弁務官事務所が定めた手続規則に違反して適正手続保障を欠く点で憲法98条2項及び31条に違反しており、違憲無効である旨主張するようである（控訴理由書・123ページないし126ページ、145ページ及び146ページ）。

2 被控訴人の反論

しかしながら、「無国籍に関する第5ガイドライン」をもって、自己の志望によって外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが、専断的な国籍剥奪に該当するとの国際慣習法が存在するとはいえないことについては、被告第1準備書面第5の3(3)オ（106及び107ページ）及び被告第2準備書面第3の2（4及び5ページ）で述べたとおりである。

また、国籍法11条1項による日本国籍の喪失は、刑事手続でも行政手続でもなく、法律の定める要件を満たした場合に当然に生じる効果であるから、直ちに憲法31条適合性が問題となるとはいえない。この点をおくとしても、国籍法11条1項は、外国国籍を自己の志望によって取得した場面で適用されるものであり、法律上、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを取

得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、自己の志望による外国国籍の取得後に、弁解と防御の機会を与えるために「公正な聴聞」の機会を与える必要は認め難い。

したがって、国籍法11条1項が憲法98条2項及び憲法31条に違反するとの控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、「上記ガイドライン（引用者注：「無国籍に関する第5ガイドライン」）の存在のみをもって、国際法上、自己の志望により外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが専断的な国籍剥奪に該当するとの確定した原則が存在するとはいえない」として、国籍法11条1項が憲法98条2項に違反するものではないことを正当に判示している（原判決11ページ）。

第7 国家賠償請求に理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は、①国籍法11条1項を改正しなかった立法不作為、②控訴人の米外国籍取得がたまたま被控訴人に疑われるに至ったがゆえの不平等な旅券不発給処分、③国籍法11条1項の周知義務違反がいずれも国賠法上違法である旨主張する（控訴理由書第13・127ないし129ページ）。

2 被控訴人の反論

(1) 前記1の①について

被告第1準備書面第8の2(2)（123ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項の立法目的は合理的であって、憲法上保障され又は保障されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるなどとはいえないのであるから、国籍法11条1項の改正を行わなかったことが国賠法上違法であるなどといえないことは明らかであり、控訴人の主張には理由がない。

(2) 前記1の②について

被告第1準備書面第8の3(3)(124及び125ページ)で述べたとおり、日本の旅券は、日本国籍を有する者に対して発給されるものであり、自己の志望により米国籍を取得した者に対して、被控訴人が旅券を発給することはできないところ、本件では、控訴人が自己の志望により米国籍を取得した疑いが生じたため、旅券の発給を行わなかったものであり、この点に何ら恣意的な要素はない。

控訴人は、要するに、日本国籍を喪失しながら、そのことを明らかにせずに旅券発給申請をする者が存在しており、その者との間で不平等な取扱いが行われていることを主張するものであるが、我が国の国籍法の理念に反して事実上の便益を得ている者が存在することを捉えて、その者と控訴人との不均衡を主張するものにすぎず、前提自体が失当である。

(3) 前記1の③について

被告第1準備書面第8の4(2)(125及び126ページ)で述べたとおり、被控訴人は、昭和59年5月25日に国籍法11条1項を適法に公布しており、既に国民一般に周知しているといえるところ、これ以上に特定の公務員が国籍法11条1項の規定を周知するために何らかの行為を行う職務上の法的義務を有すると解する根拠はなく、控訴人はこの点につき、何ら主張していない。

また、控訴人は、昭和59年頃に国籍法改正運動に参加しており、平成9年頃には米国アリゾナ州の弁護士資格を取得し、それ以降、米国に在住する日本人等を対象とする日米関係法律相談や弁護活動(国籍法関連の相談を含む。)を行うなどしていたところ、平成16年頃に自己の意思で米国籍を取得したのであって、その頃には国籍法11条1項の存在及び内容を認識していたと考えられるから、控訴人が主張する周知義務違反と控訴人が米国籍を自己の意思で取得したことにより日本国籍を喪失したことの間に因果関係は

認められない。

(4) 小括

したがって、国家賠償請求に係る控訴人の主張には理由がない。

この点につき、原判決も、前記(1)の①ないし③のいずれについても、控訴人の主張に理由はなく、被控訴人に国家賠償責任は認められないと正当に判示している（原判決24ないし30ページ）。

第8 結論

以上のとおり、原判決は正当であり、控訴人の本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上